

松風台社会福祉協議会会則

2025 年 4 月 27 日 改訂

(名称及び事務所)

第1条 本会は松風台社会福祉協議会（略称松風台社協）と称し、事務所は松風台自治会館におく。

(組織)

第2条 本会は湘北地区社会福祉協議会（略称湘北地区社協）の地域組織として松風台地域の福祉活動の役割を担うため、以下の関係者をもって構成する。

（松風台自治会、民生委員・児童委員、福祉関係団体代表者、本会の主旨に賛同する住民）

(目的)

第3条 本会は松風台自治会および福祉関係団体と協力し、松風台住民の福祉の向上と増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- 1 湘北地区社会福祉協議会の関連事業
- 2 松風台地域住民の要望に対応した直轄事業
- 3 本会の構成活動団体、行政委嘱委員と協力した福祉活動
- 4 松風台住民に対する福祉活動の啓蒙、研修、研究
- 5 松風台自治会の施策への参画、協力
- 6 その他目的達成に必要な事項

(部会)

第5条

- 1 本会内に本会の事業活動を担当する部会を設置する。
- 2 本会は部会の活動に必要な支援を行なうものとする。
- 3 部会とは、別表に示す団体とする。

(役員及び理事)

第6条 本会に以下の役員および理事をおく。

- 1 役員

会長	1人
副会長	1人
会計	1人
- 2 理事
部会代表者、民生委員・児童委員および本会の趣旨に賛同する団体及び住民のうち会長が認める者。

(役員の選出、役員の任期)

第7条

- 1 会長、副会長、および会計は原則として前年度の自治会役員理事より 選出するものとする。但し、再任者がある場合はこの限りでない。
- 2 役員、理事の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

(役員の任務)

第8条

- 1 会長は本会を代表し、会務の総括をする。
- 2 副会長は会長を補佐し、書記を兼務する。会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会計は会の会計事務を処理する。

(会議)

第9条

- 1 本会の会議は総会、理事会、および役員会とする。
- 2 定期総会は年度初めに開催し、次の事項を議決する。
 - (1) 会長、副会長、会計の人事承認
 - (2) 事業報告、決算報告および新年度の事業計画、予算（各分科会活動を含む）
 - (3) 会則の改廃
- 3 理事会は役員および理事をもって構成し、原則として2か月に1回開催する。
- 4 役員会は役員および会長が必要に応じて出席を依頼した理事で構成する。
- 5 会議は必要に応じて会長が招集する。
- 6 会議は構成員の3分の2以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数をもって決する。

(会計)

第10条

- 1 本会の事業年度は4月1日より翌年の3月31日までとする。
- 2 会の予算は茅ヶ崎市社協および湘北地区社協からの補助費、松風台自治会からの補助費、寄付、その他の収入をもって充てる。
- 3 部会はその活動に関して必要ある場合、独自の会計を持つことが出来る。
- 4 各部会は「会計帳簿、領収書等」を年度末に提出し会計の監査を受ける。
- 5 会計文書保存期間は自治会の文書保存規定に準拠する。

(報告事項)

第11条 年度末には、下記団体へ報告義務がある。

- 1 自治会には、事業報告・決算報告並びに新年度の事業計画・予算書を提出する。
- 2 湘北地区社会福祉協議会には、所定の様式による報告書を提出する。

(個人情報)

第12条 本会および各部会の個人情報の取扱いについては、松風台社協「個人情報保護に関する取扱い方針」に沿ってこれを行う。

(会則の改廃)

第13条 会則の改廃は役員会が発議し、理事会の承認を得て、総会の決議により行う。

(その他)

第14条 その他本会の運営に必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

(附 則)

2001年12月1日施行

2005年4月23日改訂

2006年4月23日改訂

2008年5月10日改訂

2011年5月9日改訂

2016年4月24日改訂

2018年4月22日改訂

2019年4月21日改訂

2024年4月21日改訂

2025年4月27日改訂

別表（第5条の3）

部会	備考
歌の街	福祉関係団体